

平成 29 年度

ダイオキシン類・排ガス等及び水質測定業務

【 新設最終処分地浸出水処理施設

・新設埋立地 】

29 年 度 報 告 書

業務内容

- ・ 放流水測定  
(ダイオキシン類を除く)
- ・ 放流水ダイオキシン類測定
- ・ 地下水測定  
(ダイオキシン類を除く)
- ・ 地下水ダイオキシン類測定

北部松山衛生センター組合

・放流水測定(44 項目)

採取日 平成 29 年 11 月 8 日(1 回目)

項目	単位	分析結果	定量下限	基準値*	判定
水素イオン濃度(pH)	—	7.6(20.3℃)	—	5.8~8.6	適合
生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/L	0.6	0.5	60	適合
化学的酸素要求量(COD)	mg/L	19	0.5	90	適合
浮遊物質(SS)	mg/L	1 未満	1	60	適合
n-ヘキサン抽出物質含有量(鉱油類)	mg/L	0.5 未満	0.5	5	適合
n-ヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類)	mg/L	0.5 未満	0.5	30	適合
フェノール類含有量	mg/L	0.1 未満	0.1	5	適合
銅含有量	mg/L	0.01	0.01	3	適合
亜鉛含有量	mg/L	0.01 未満	0.01	2	適合
溶解性鉄含有量	mg/L	0.3 未満	0.3	10	適合
溶解性マンガン含有量	mg/L	0.1 未満	0.1	10	適合
クロム含有量	mg/L	0.005 未満	0.005	2	適合
大腸菌群数	個/cm <sup>3</sup>	0	—	3000	適合
窒素含有量	mg/L	29	0.05	120	適合
磷含有量	mg/L	0.05 未満	0.05	16	適合
水銀、アルキル水銀その他の水銀化合物	mg/L	0.0005 未満	0.0005	0.005	適合
アルキル水銀化合物	mg/L	不検出	0.0005	検出されないこと	適合
カドミウム及びその化合物	mg/L	0.003 未満	0.003	0.03	適合
鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001	0.1	適合
六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005	0.5	適合
砒素及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01	0.1	適合
シアン化合物	mg/L	0.1 未満	0.1	1	適合
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	mg/L	0.0005 未満	0.0005	0.003	適合
有機磷化合物	mg/L	0.1 未満	0.1	1	適合
トリクロロエチレン	mg/L	0.01 未満	0.01	0.1	適合
テトラクロロエチレン	mg/L	0.01 未満	0.01	0.1	適合
ジクロロメタン	mg/L	0.02 未満	0.02	0.2	適合
四塩化炭素	mg/L	0.002 未満	0.002	0.02	適合
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004 未満	0.004	0.04	適合
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.02 未満	0.02	1	適合
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04 未満	0.04	0.4	適合
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	0.03 未満	0.03	3	適合
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.006 未満	0.006	0.06	適合
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.002 未満	0.002	0.02	適合

項目	単位	分析結果	定量下限	基準値*	判定
チウラム	mg/L	0.006 未満	0.006	0.06	適合
シマジン	mg/L	0.003 未満	0.003	0.03	適合
チオベンカルブ	mg/L	0.02 未満	0.02	0.2	適合
ベンゼン	mg/L	0.01 未満	0.01	0.1	適合
セレン及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01	0.1	適合
ほう素及びその化合物	mg/L	2.6	0.02	50	適合
ふっ素及びその化合物	mg/L	0.09	0.01	15	適合
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 <sup>※2</sup>	mg/L	23	—	200	適合
1,4-ジオキサン	mg/L	0.05 未満	0.05	0.5	適合

※1 昭和52年3月14日総理府・厚生省令第1号 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令

※2 アンモニア性窒素×0.4+亜硝酸性窒素+硝酸性窒素の合計量

・放流水測定(ダイオキシン類)

採取日 平成 29 年 11 月 8 日(1 回目)

項 目	単 位	測定結果	基準値*	判 定
放流水(既設浸出水処理設備) ダイオキシン類毒性等量	pg-TEQ/L	0	10	適合

※平成 12 年 1 月 14 日総理府・厚生省令第 2 号 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令

・地下水測定(29項目)

採取日 平成29年7月12日(1回目)

項目	単位	上流		下流		定量 下限	基準*1
		結果	判定	結果	判定		
アルキル水銀	—	不検出	適合	不検出	適合	0.0005	検出されないこと
総水銀	mg/L	0.0005 未満	適合	0.0005 未満	適合	0.0005	0.0005
カドミウム	mg/L	0.0003 未満	適合	0.0003 未満	適合	0.0003	0.003
鉛	mg/L	0.001 未満	適合	0.001 未満	適合	0.001	0.01
六価クロム	mg/L	0.005 未満	適合	0.005 未満	適合	0.005	0.05
砒素	mg/L	0.002 未満	適合	0.003	適合	0.002	0.01
全シアン	mg/L	不検出	適合	不検出	適合	0.1	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	不検出	適合	不検出	適合	0.0005	検出されないこと
トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	適合	0.001 未満	適合	0.001	0.01
テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	適合	0.001 未満	適合	0.001	0.01
ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	適合	0.002 未満	適合	0.002	0.02
四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	適合	0.0002 未満	適合	0.0002	0.002
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.0004 未満	適合	0.0004 未満	適合	0.0004	0.004
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.01 未満	適合	0.01 未満	適合	0.01	0.1
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	適合	0.004 未満	適合	0.004	0.04
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	0.001 未満	適合	0.001 未満	適合	0.001	1
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.0006 未満	適合	0.0006 未満	適合	0.0006	0.006
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.0002 未満	適合	0.0002 未満	適合	0.0002	0.002
チウラム	mg/L	0.0006 未満	適合	0.0006 未満	適合	0.0006	0.006
シマジン	mg/L	0.0003 未満	適合	0.0003 未満	適合	0.0003	0.003
チオベンカルブ	mg/L	0.002 未満	適合	0.002 未満	適合	0.002	0.02
ベンゼン	mg/L	0.001 未満	適合	0.001 未満	適合	0.001	0.01
セレン	mg/L	0.001 未満	適合	0.001 未満	適合	0.001	0.01
1,4-ジオキサン	mg/L	0.005 未満	適合	0.005 未満	適合	0.005	0.05
クロロエチレン	mg/L	0.0002 未満	適合	0.0002 未満	適合	0.0002	0.002
アンモニア性窒素	mg/L	0.06	適合	0.05 未満	適合	0.05	—
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	0.1 未満	—	0.1 未満	—	0.1	—
ふっ素	mg/L	0.08 未満	適合	0.09	適合	0.08	—
ほう素	mg/L	0.02 未満	適合	0.06	適合	0.02	—

※1 昭和52年3月14日総理府・厚生省令第1号 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令

・地下水測定(ダイオキシン類)

採取日 平成 29 年 7 月 12 日(1 回目)

項 目	単 位	測定結果	基準値※	判 定
地下水(新設埋立地上流) ダイオキシン類毒性等量	pg-TEQ/L	0.35	1	適合
地下水(新設埋立地下流) ダイオキシン類毒性等量	pg-TEQ/L	0.32	1	適合

※環境基準値(ダイオキシン類対策特別措置法第 7 条、平成 11 年 12 月 27 日環境庁告示第 68 号)